

第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">川越市福祉部生活福祉課</p> <p>1 趣旨 このガイドラインは、路上生活者又は火災、立ち退き等により住宅に困っている生計困難者に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号の規定に基づき、無料又は低額な料金で利用させることを目的とした宿泊所等（5の届出の有無を問わない。）の届出の事務処理の方法及び運営について、法及び川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）の規定を踏まえ、以下のとおり定めるものとする。</p> <p>2 事前協議 開設希望者は、建築確認申請、用途変更等の手続や賃貸借契約、売買契約等の締結前に、川越市（以下「市」という。）と施設の開設趣旨、設備、運営等に関する協議を行うこと。</p> <p>3 住民説明会 (1) 開設希望者は、市と事前協議終了後、施設の開設前に地域住民に対する説明会を行い、<u>理解を得ること。</u> (2) 地域住民からの意見、要望等に対しては、担当者を定め誠実に対応すること。</p> <p>4 関係法令の遵守 (1) 開設希望者は、開設前に、施設開設場所を所管する労働基準監督署、消防署、保健所、<u>建築安全センター</u>、市役所等において関係する基準、手続等について必要な指導を受け、労働基準法、消防法、食品衛生法、建築基準法その他関係法令を遵守すること。 (2) 定員又は面積の規模等により関係法令の規定が適用されない施設であっても、法の趣旨に基づいた運営すること。</p> <p>5 第二種社会福祉事業開始届等 (1) 事業者は、法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、川越市社会福祉法施行細則（平成15年規則第38号。以下「細則」という。）第15条第1項に規定する第二種社会福祉事業経営開始届出書に次に掲げる関係書類を添付して届け出なければならないこと。また、法第69条第2項の規定に基づき、届出の事項に変更が生じた場合、変更の日から1月以内に、細則第15条第2項に規定する社会福祉事業変更・廃止届出書により、届け出なければならないこと。事業を廃止した場合も、同様</p>	<p style="text-align: center;">第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">川越市福祉部生活福祉課</p> <p>1 趣旨 このガイドラインは、路上生活者又は火災、立ち退き等により住宅に困っている生計困難者に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号の規定に基づき、無料又は低額な料金で利用させることを目的とした宿泊所等_____の届出の事務処理の方法及び運営について、法及び川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）の規定を踏まえ、以下のとおり定めるものとする。</p> <p>2 事前協議 開設希望者は、建築確認申請、用途変更等の手続や賃貸借契約、売買契約等の締結前に、川越市（以下「市」という。）と施設の開設趣旨、設備、運営等に関する協議を行うこと。</p> <p>3 住民説明会 (1) 開設希望者は、市と事前協議終了後、施設の開設前に地域住民に対する説明会を行い、<u>理解を得るように努めること。</u> (2) 地域住民からの意見、要望等に対しては、担当者を定め誠実に対応すること。</p> <p>4 関係法令の遵守 (1) 開設希望者は、開設前に、施設開設場所を所管する労働基準監督署、消防署、保健所、<u>県土整備事務所</u>、市役所等において関係する基準、手続等について必要な指導を受け、労働基準法、消防法、食品衛生法、建築基準法その他関係法令を遵守すること。 (2) 定員又は面積の規模等により関係法令の規定が適用されない施設であっても、法の趣旨に基づいた運営に<u>努めること。</u></p> <p>5 第二種社会福祉事業開始届等 (1) 事業者は、法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、川越市社会福祉法施行細則（平成15年規則第38号。以下「細則」という。）第15条第1項に規定する第二種社会福祉事業経営開始届出書に次に掲げる関係書類を添付して届け出なければならないこと。また、法第69条第2項の規定に基づき、届出の事項に変更が生じた場合、変更の日から1月以内に、細則第15条第2項に規定する社会福祉事業変更・廃止届出書により、届け出なければならないこと。事業を廃止した場合も、同様</p>

とすること。

ア 定款その他の基本約款

(ア) 社会福祉法人及び公益法人

定款、寄附行為等法人の概要が紹介されているもの

(イ) 上記以外の法人及び任意団体

団体の概要が紹介されているもの

(ウ) 個人

設立趣旨が分かるもの

イ 法人及び施設の組織図

ウ 事業経営者及び施設長の履歴書及び施設に従事する職員名簿

エ 事業計画、予算書及び財産目録

オ 入居（入所、利用）規約

カ 入居（入所、利用）契約書

キ 施設の使用権原を証する書類（賃貸借の場合は施設賃貸借契約書の写し、自己保有の場合は建物登記事項証明書等）

ク 施設見取図（平面図）

ケ 施設及び設備等の写真

コ 施設設備一覧

サ 施設案内図

シ 地域住民に対する説明会に関する報告書

ス その他関係機関への届出書類等の写し

6 設置基準

(1) 施設は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守し、かつ、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガス漏れ等の防止や事故・火災に対応するための設備を十分設けること。

(2) 施設は、5人以上の人員が利用できる規模とすること。ただし、運営上は10人以上の規模が望ましい。

(3) 条例第8条第1項により、一の居室は、原則として2以上の世帯に利用させないこと。

(4) 条例第8条第2項により、事業者は、住居等における一の居室を単身の世帯に利用させる場合にあつては、当該居室の居住の用に供する専用部分（収納設備に係る部分を除く。）について、床面積を7.43平方メートル以上、かつ、空間の容積を15.603立方メートル以上とすること。

(5) 条例第8条第3項により、住居等における一の居室を単身の世帯以外の世帯に利用させる場合にあつては、当該居室の被保護者等一人当たりの居住の用に供する専用部分（収納設備に係る部分を除く。）について、床面積を4.95平方メートル以上、かつ、

とすること。

ア 定款その他の基本約款

(ア) 社会福祉法人及び公益法人

定款、寄附行為等法人の概要が紹介されているもの

(イ) 上記以外の法人及び任意団体

団体の概要が紹介されているもの

(ウ) 個人

設立趣旨が分かるもの

イ 法人及び施設の組織図

ウ 事業経営者及び施設長の履歴書及び施設に従事する職員名簿

エ 事業計画、予算書及び財産目録

オ 入居（入所、利用）規約

カ 入居（入所、利用）契約書

キ 施設の使用権原を証する書類（賃貸借の場合は施設賃貸借契約書の写し、自己保有の場合は建物登記事項証明書等）

ク 施設見取図（平面図）

ケ 施設及び設備等の写真

コ 施設設備一覧

サ 施設案内図

シ 地域住民に対する説明会に関する報告書

ス その他関係機関への届出書類等の写し

6 設置基準

(1) 施設は耐火建築又は準耐火建築であるなど建築基準法を遵守すること。

(2) 施設は、5人以上の人員が利用できる規模とすること。ただし、運営上は10人以上の規模が望ましい。

(3) 条例第8条第1項により、一の居室は、原則として2以上の世帯に利用させないこと。

(4) 条例第8条第2項により、利用者一人当たりの居住の用に供する専用部分（収納設備を除く。）は、床面積4.5㎡以上、かつ、空間の容積9.45㎡以上とすること。

空間の容積を10.395立方メートル以上とすること。

- (6) 川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）の施行の際現に存する住居等に係る上記（4）の規定の適用については、当分の間、上記（4）中「7.43平方メートル」とあるのは「4.95平方メートル」と、「15.603立方メートル」とあるのは「10.395立方メートル」とする。
- (7) 上記の面積及び容積の基準が確保されていない場合には、段階的、計画的に基準を満たすよう整備すること。
- (8) 居室を地階に設けないこと。
- (9) 居室の出入口は硬質な扉とするなどプライバシーが守られるよう環境整備に配慮すること。
また、居室の採光や建築物の間仕切壁等については、建築基準法の防火関係規定を満たす必要があること。
- (10) 談話室及び相談室を設置すること。兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。
- (11) 食堂を設置すること。
- (12) 浴室は定員に見合った広さ及び設備を確保すること。
- (13) 洗面所及びトイレを居室のある階に定員に見合った数を設置すること。
- (14) 誘導標識、避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全確保を図ること。また、消火器、避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

7 利用者の安定した居住地への移行支援

施設は、一時的な宿泊をさせる場所であることから、利用者の年齢、障害の程度、生活の状況等を踏まえ、民間アパートや養護老人ホーム等の社会福祉施設等に入居させ、安定した地域生活を送れるよう支援すること。

8 職員

施設には、施設長及び利用者数、提供するサービス内容に応じて必要な職員を配置すること。なお、職員は、地域における社会福祉の増進に熱意を有し、業務遂行に必要な能力を有する者を充てること。

(1) 施設長の要件

施設長は、次のいずれかに該当する者であること。

- ア 法第19条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
イ 社会福祉事業に2年以上従事した者であること。
ウ 上記ア又はイと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(2) 職員の要件

可能な限り社会福祉主事の資格を有する者であること。

(5) 居室を地階に設けないこと。

(6) 居室の出入口は硬質な扉とするなどプライバシーが守られるよう環境整備に配慮すること。

(7) 談話室及び相談室を設置すること。兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。

(8) 食堂を設置すること。

(9) 浴室は定員に見合った広さ及び設備を確保すること。

(10) 洗面所及びトイレを居室のある階に定員に見合った数を設置すること。

(11) 誘導標識、避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全確保を図ること。また、消火器、避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

7 利用者の安定した居住地への移行支援

施設は、一時的な宿泊をさせる場所であることから、利用者の年齢、障害の程度、生活の状況等を踏まえ、民間アパートや養護老人ホーム等の社会福祉施設等に入居させ、安定した地域生活を送れるよう支援に努めること。

8 職員

施設には、施設長及び必要に応じてその他の職員を置くこと。

なお、職員は、地域における社会福祉の増進に熱意を有し、業務遂行に必要な能力を有する者を充てること。

(1) 施設長の要件

- ア 法第19条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
イ 社会福祉事業に2年以上従事した者であること。
ウ 上記ア又はイと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(2) その他の職員の要件

可能な限り社会福祉主事の資格を有する者であること。

9 職員の職務

職員は施設管理以外に、利用者等に対し次の業務を行うこと。事業者はその支援を行うこと。

(1) 利用者支援

利用者の安定した生活を確保するため、生活全般にわたる相談に応じたり、健康管理に留意し、通院等の援助を行うなど、常に利用者を支援すること。

また、利用者の心身の状況に応じた自立支援に資するよう、適切な知識、経験等を有する職員等を配置するとともに、職員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

(2) 利用者のプライバシーへの配慮

利用者が、市の職員や住宅ソーシャルワーカーと安心して面接できるようプライバシーに配慮すること。

(3) 自立促進

情報提供や相談に応じるなど就労援助を行うこと。就労が困難な者等に対しては生きがい対策を講じること。

なお、利用者の自立支援を行うに当たっては、利用者の生活状況等について保護の実施機関に情報提供するなど適宜連携すること。

(4) 市及び住宅ソーシャルワーカーとの連携促進

施設の適正な運営の確保、利用者の支援や自立促進等のため、市及び住宅ソーシャルワーカーと相互の協力体制を構築すること。また、住宅ソーシャルワーカーによる利用者訪問については、市の職員と同様の対応とすること。

(5) 地域住民との関係構築

利用者や地域の福祉向上のため、住民の意思を尊重して、情報交換や地域活動を行い、良好な関係を構築すること。

10 入居費用等

施設利用料は、条例第9条により、社会通念上相当と認められる額となるように定めること。

(1) 居室使用料

ア 居室使用料は、無料又は地域の実態等を勘案した低額なものとする。

イ 使用料を徴収する場合には、当該宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、当該使用料に見合った居住環境を確保すること。

ウ 適正な使用料決定のため、決定及び見直しの方法について市と協議をすること。

エ アの「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて低額な金額であるか、又は1月当たりの料金が市における厚生労働大臣が定める生活保護の住宅扶助の特別基準額以内の額であること。

9 職員の職務

職員は施設管理以外に、利用者等に対し次の業務を行うこと。事業者はその支援を行うこと。

(1) 利用者支援

利用者の安定した生活を確保するため、生活全般にわたる相談に応じたり、健康管理に留意し、通院等の援助を行うなど利用者処遇の向上に常に努めること。

(2) 利用者のプライバシーへの配慮

利用者が、市の職員や住宅ソーシャルワーカーと安心して面接できるようプライバシーに配慮した対応に努めること。

(3) 自立促進

情報提供や相談に応じるなど就労援助を行うこと。就労が困難な者等に対しては生きがい対策を講じること。

(4) 市及び住宅ソーシャルワーカーとの連携促進

施設の適正な運営の確保、利用者の支援や自立促進等のため、市及び住宅ソーシャルワーカーと相互の協力体制を構築すること。また、住宅ソーシャルワーカーによる利用者訪問については、市の職員と同様の対応とすること。

(5) 地域住民との関係構築

利用者や地域の福祉向上のため、住民の意思を尊重して、情報交換や地域活動を行い、良好な関係を構築すること。

10 入居費用等

施設利用料は、条例第9条により、社会通念上相当と認められる額となるように定めること。

(1) 居室使用料

ア 居室使用料は、無料又は地域の実態等を勘案した低額なものとする。

イ 使用料を徴収する場合には、_____
_____当該使用料に見合った居住環境を確保すること。

ウ 適正な使用料決定のため、決定及び見直しの方法について市と協議をすること。

エ アの「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて低額な金額であること。

オ 敷金、礼金、更新料等による負担は求めないこと。

(2) 食費、日用品費等

ア 食事、日用品等を提供し費用を徴収する場合は、利用者の負担に見合った内容のものを提供すること。

イ 光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること。

(3) (1) 及び (2) の金額は、文書で利用者に明示すること。なお、(2) については、内訳も明示すること。

11 運営基準

(1) 入居者募集に当たっては、提供する福祉サービス（宿泊所を利用させること）の内容について、十分に情報提供すること。

(2) 利用の申し込みに当たっては、法第76条により、契約内容等について説明すること。また、条例第4条第1項により、契約に定めてはならない事項は説明しなければならないこと。

(3) 契約に当たっては、契約期間など条例第6条第1項に規定された事項を定めなければならないこと。ただし、1年を超える契約期間など条例第6条第3項に規定された事項は定めてはならない。

また、福祉サービス以外のサービスを提供する場合は、当該サービス内容及び費用等を明らかにした上で、福祉サービスの利用契約とは別の書面で契約を締結すること。
また、福祉サービス以外のサービスに係る契約を締結しないことを福祉サービスの利用契約解除の条件としないこと。

(4) 入居に当たっては、利用者に対し、事業者の名称、提供される福祉サービスの内容、利用料、福祉サービスの提供開始年月日、福祉サービスに関する苦情を受け付けるための窓口等、法第77条第1項に規定された事項を記載した書面を交付しなければならないこと。

(5) 入居に当たっては、保証人を求めないこと。

(6) 危険物の管理は責任者を定め徹底すること。

(7) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営をすること。

(8) 食事を提供する場合は、関係法令を遵守するとともに、調理従事者、調理器具、食品、食器、食堂等の衛生管理に留意すること。

(9) 施設内の衛生管理に留意すること。

(10) 施設内における感染症の発生及びまん延防止に留意すること。

(11) 入浴は週3回以上行うこと。

(12) 常に地域住民との相互理解を図り、利用者の状況や施設運営等の情報提供を行うこと。

(13) 利用者、住民等からの苦情に対しては、責任者を定め、適切に対応すること。

(14) 消防法に基づき、消防計画を作成し、避難訓練を実施すること。

オ 敷金、礼金、更新料等による負担は求めないこと。

(2) 食費、日用品費等

ア 食事、日用品等を提供し費用を徴収する場合は、利用者の負担に見合った内容のものを提供すること。

イ 光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること。

(3) (1) 及び (2) の金額は、文書で利用者に明示すること。なお、(2) については、内訳も明示すること。

11 運営基準

(1) 利用の申し込みに当たっては、法第76条により、契約内容等について説明すること。また、条例第4条第1項により、契約に定めてはならない事項は説明しなければならないこと。

(2) 契約に当たっては、契約期間など条例第6条第1項に規定された事項を定めなければならないこと。ただし、1年を超える契約期間など条例第6条第3項に規定された事項は定めてはならない。

(3) 入居に当たっては、利用者に対し、事業者の名称、利用料に関する事項等

、法第77条第1項に規定された事項を記載した書面を交付しなければならないこと。

(4) 入居に当たっては、保証人を求めないこと。

(5) 危険物の管理は責任者を定め徹底すること。

(6) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営に努めること。

(7) 食事を提供する場合は、関係法令を遵守するとともに、調理従事者、調理器具、食品、食器、食堂等の衛生管理に努めること。

(8) 施設内の衛生管理に努めること。

(9) 施設内における感染症の発生及びまん延防止に努めること。

(10) 入浴は週3回以上行うこと。

(11) 常に地域住民との相互理解に努め、利用者の状況や施設運営等の情報提供を行うよう努めること。

(12) 利用者、住民等からの苦情に対しては、責任者を定め、適切な解決に努めること。

(13) 消防法に基づき、消防計画を作成し、避難訓練を実施すること。

- (15) 職員処遇については、労働基準法等を遵守し、その向上を図ること。
- (16) 事業者は、条例第7条により、契約の締結の日又は更新の日から1月以内に、別紙様式に契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を添付して川越市長（以下「市長」という。）に提出しなければならないこと。
- (17) 事業者は、次の事項により事業経営の透明性を確保すること。
- ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。
 - イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に市に報告すること。
 - ウ 利用者への情報公開を行うこと。
- (18) 利用者の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び利用者の状況に関する名簿を整備すること。入居者の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (19) 利用者が遵守すべき規則を定め、その遵守を徹底すること。
- (20) 法第79条の規定により、提供する福祉サービスについて広告をするときは、誇大広告等により、利用者に不当な期待をいだかせたり、それによって誤認させることがないよう、内容等について実態との乖離のない正確な表示をすること。
- (21) 利用者の権利利益を侵害することがないように、条例第10条第1項により、虐待の防止に取り組まなければならないこと。
- (22) 利用者の自立を促すため、条例第10条第2項により、地方公共団体が実施する自立支援事業に協力すること。
- (23) 利用者から契約の解除の申入れがあった場合は、遅滞なく契約を解除すること。ただし、利用者に金銭管理能力がないなど特別な事情がある場合には、福祉事務所と申入れの妥当性を協議すること。

12 利用者の金銭管理

- (1) 利用者の金銭や預金通帳等については、本人の承諾なく事業者が預かることは、財産権の侵害に当たるおそれがある。このため、利用者の金銭や預金通帳等の管理については、次のとおりとする。

認知症等で利用者に金銭管理能力がない場合には、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を利用すること。ただし、上記制度等が利用できず、事業者が利用者の金銭や預金通帳等を管理する場合には、次のすべての要件を満たしていること。

- ア 事業者が管理しなければならないやむを得ない事情があること。
- イ 利用者事業者との間の契約書、利用者からの依頼書等があること。
- ウ 福祉事務所が事業者による管理を承知していること。
- エ 財産権の侵害など法律に抵触しないこと。

- (14) 職員処遇については、労働基準法等を遵守し、その向上に努めること。
- (15) 事業者は、条例第7条により、契約の締結の日又は更新の日から1月以内に、別紙様式に契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を添付して川越市長（以下「市長」という。）に提出しなければならないこと。
- (16) 事業者は、次の事項により事業経営の透明性を確保すること。
- ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。
 - イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に市に報告すること。
 - ウ 利用者への情報公開を行うこと。
- (17) 利用者名簿を整備し、効率的な支援や非常時の適切な対応に資すること。
- (18) 利用者が遵守すべき規則を定め、その遵守を徹底すること。
- (19) 法第79条の規定により、提供する福祉サービスについて広告をするときは、内容等について著しく事実と相違する表示等をしてはならないこと。
- (20) 利用者の権利利益を侵害することがないように、条例第10条第1項により、虐待の防止に取り組まなければならないこと。
- (21) 利用者の自立を促すため、条例第10条第2項により、地方公共団体が実施する自立支援事業に協力すること。
- (22) 利用者から契約の解除の申入れがあった場合は、遅滞なく契約を解除すること。ただし、利用者に金銭管理能力がないなど特別な事情がある場合には、福祉事務所と申入れの妥当性を協議すること。

12 利用者の金銭管理

- (1) 利用者の金銭や預金通帳等については、本人の承諾なく事業者が預かることは、財産権の侵害に当たるおそれがある。このため、利用者の金銭や預金通帳等の管理については、次のとおりとする。

認知症等で利用者に金銭管理能力がない場合には、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を利用すること。ただし、上記制度等が利用できず、事業者が利用者の金銭や預金通帳等を管理する場合には、次のすべての要件を満たしていること。

- ア 事業者が管理しなければならないやむを得ない事情があること。
- イ 利用者事業者との間の契約書、利用者からの依頼書等があること。
- ウ 福祉事務所が事業者による管理を承知していること。
- エ 財産権の侵害など法律に抵触しないこと。

オ 金銭等の具体的な管理方法、本人への定期的報告等を管理規程等で定めること。

- (2) 施設利用料の徴収に当たり、口座引き落としにより行おうとする場合は、利用者から口座振替手数料や引き落とし金額等を明記した同意書を取ること。
- (3) 金銭や預金通帳等の管理をする場合は、事業者が各利用者の出納簿を作成すること。また、市長が必要と認める場合は、速やかに当該出納簿を市長に提出すること。

13 その他

- (1) 利用対象者は、原則として市内に生活の本拠のある者とする。
- (2) 法第70条の規定により、市から必要と認められる事項の報告、立入検査等を求められた場合は協力をすること。

なお、法第70条の調査等の対象には、無料低額宿泊所の定義に該当しているにもかかわらず届出をしていない無料低額宿泊所も含まれるものであること。

調査等に当たっては、居室の状況やサービスの実施状況等について、利用者から利用状況等を聴取するなど実態把握に努め、必要に応じて建築部局や消防機関と連携して実施する。

- (3) 法第72条第1項及び第2項に該当した場合は、事業の経営の制限又は停止を命じられることがある。

届出が行われていない施設についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、法第72条第3項の規定により、事業の経営の制限又は停止を命じられることがあること。

また、次に掲げる場合には、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、事業の経営の制限又は停止を命じられることがあること。

ア 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めているとき

イ 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき

ウ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

なお、この命令に違反して施設を経営し続けた場合は、法第131条の規定により刑事罰に処せられるものであること。

- (4) 条例第13条に該当した場合は、契約の適正な履行その他必要な措置を講じることを勧告されることがあること。この勧告に従わない場合は、条例第14条により、その旨及び当該勧告内容を公表されることがあること。
- (6) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収して活動を行う場合は、その自治会等に活動実績や収支報告を利用者に報告するよう指導すること。

附 則

- (2) 施設利用料の徴収に当たり、口座引き落としにより行おうとする場合は、利用者から口座振替手数料や引き落とし金額等を明記した同意書を取ること。
- (3) 金銭や預金通帳等の管理をする場合は、事業者が各利用者の出納簿を作成すること。また、市長が必要と認める場合は、速やかに当該出納簿を市長に提出すること。

13 その他

- (1) 利用対象者は、原則として市内に生活の本拠のある者とする。
- (2) 法第70条の規定により、市から必要と認められる事項の報告、立入検査等を求められた場合は協力をすること。

- (3) 法第72条第1項及び第2項に該当した場合は、事業の経営の制限又は停止を命じられることがある。

なお、この命令に違反して施設を経営し続けた場合は、法第131条の規定により刑事罰に処せられるものであること。

- (4) 条例第13条に該当した場合は、契約の適正な履行その他必要な措置を講じることを勧告されることがあること。この勧告に従わない場合は、条例第14条により、その旨及び当該勧告内容を公表されることがあること。
- (6) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収して活動を行う場合は、その自治会等に活動実績や収支報告を利用者に報告するよう指導に努めること。

附 則

このガイドラインは、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の6設置基準（4）から（6）までの規定は、平成27年11月1日から適用する。

このガイドラインは、平成25年10月1日から施行する。